

# 高岡市いじめ防止基本方針

平成26年3月  
(平成30年6月改訂)

高岡市教育委員会

## 目 次

1	いじめの防止等のための基本的な方向性	1
(1)	基本理念	1
(2)	いじめの定義	1
2	いじめの防止等のための基本的な考え方	2
(1)	未然防止	2
(2)	早期発見	2
(3)	早期対応	2
(4)	再発防止	3
3	いじめの防止等に向けた取組	3
(1)	教育委員会における取組	3
(2)	学校における取組	4
(3)	家庭における取組	4
(4)	地域における取組	5
(5)	関係機関等における取組	5
4	重大事態への対処	5
(1)	重大事態の発生と調査	5
(2)	調査結果の提供及び報告	6
(3)	重大事態への対応と再発防止	6
5	いじめの防止等の対策の評価及び改善	7
(1)	教育委員会の対応	7
(2)	学校の対応	7
6	その他の留意事項	7

## 1 いじめの防止等のための基本的な方向性

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題である。

いじめは、全ての子供に関係する問題であり、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、全ての子供が安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、市、学校、地域住民、家庭、その他子供の教育に関わる全ての者が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会全体としていじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

さらに、子供たち自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉え、いじめの防止等の主体的な取組を積極的に行うことが大切である。

### (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ※ 具体的ないじめの態様の例（国の基本方針より）

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### ○ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 2 いじめの防止等のための基本的な考え方

### (1) 未然防止

いじめは、どの子供にも起こり得る。学校だけでなく、子供が活動するあらゆる場で起こり得るという意識をもち、子供の尊厳が守られ、子供をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

子供たちの自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、子供一人ひとりのよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

### (2) 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

また、日常的に子供の様子を観察し、子供の話に耳を傾ける。児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。

さらに、学校では定期的にアンケート調査や全員面接等を実施し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等との連携を図るとともに、学校や家庭、関係機関等が日頃から積極的に子供に関する情報を共有する。

### (3) 早期対応

いじめを発見した場合や通報を受けた場合には、直ちにいじめを受けた子供の安全を確保する。その上で、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。また、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

対応に当たっては、学校や家庭、教育委員会等が連携して組織的に行う。  
また、事案によっては、警察等の関係機関と連携して対応する。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

#### (4) 再発防止

いじめの当事者の関係修復が図られた後も、当該の集団が好ましい集団活動を取り戻すまで見守りを継続する。

また、いじめの事案について検証し、心理や福祉の専門家及び関係機関等の意見を聞くなどして、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講ずる。

### 3 いじめの防止等に向けた取組

#### (1) 教育委員会における取組

##### ① いじめを生まない心情と態度の育成

- ・ あらゆる教育の機会を通じて、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、「心の教育」と「いのちの教育」を推進する。

##### ② 関係機関等との連携及び啓発活動の推進

- ・ いじめの防止等に向けて、学校や家庭、地域や関係機関等との連携を図る。
- ・ 教育相談やいじめへの対処に関し助言を行うために、学校からの求めに応じて、県教育委員会と連携し、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者の派遣について支援する。
- ・ いじめの防止等に関わる研修会等を企画・実施する。
- ・ 学校や社会教育団体等が実施するいじめの防止等のための活動を積極的に支援する。
- ・ いじめの防止等の重要性及びいじめに関する相談窓口等について広報や啓発を行う。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめについては、県教育委員会のネットパトロールによる監視の取組等を活用し、適切に対処する。

##### ③ 学校に対する支援

- ・ 学校からいじめの報告を受けた場合、教育委員会は学校に対して必要な支援と指導・助言を行う。
- ・ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を支援する。

##### ④ いじめの防止等に関わる組織の設置

- ・ 学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、学校、教育委員会、P T A、児童相談所、地方法務局、警察署、人権擁護委員地区委員会、民生委員児童委員協議会等の代表で構成する「高岡市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に向けた取組を推進する。

## (2) 学校における取組

### ① 基本方針の策定と環境づくり

- ・ 学校は、国又は市の基本方針に基づき、その学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、児童生徒や保護者、地域等に周知し、連携しながらいじめの防止等に取り組む。
- ・ 学校は、全ての児童生徒にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう、家庭や地域等と連携し、全校を挙げていじめの防止等に取り組む。
- ・ 全ての教育活動を通じて、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、「心の教育」と「いのちの教育」を推進する。

### ② 児童生徒による主体的な取組の推進

- ・ 学校は、基本方針の策定にあたり、保護者や地域の参画を得るよう努める。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。
- ・ 学級や学年、児童会や生徒会の活動など、いじめを生まない学校とするための児童生徒自らによる主体的な取組を積極的に支援する。

### ③ 組織的ないじめ防止及びいじめへの対処

- ・ 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を設置する。
- ・ いじめが発生したときは、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図って全校体制で対応し、解決するまで継続的に取り組む。
- ・ 学校においていじめを把握した場合には、速やかに教育委員会に報告するとともに、保護者に知らせ、必要に応じて関係機関と連携を図り対処する。

### ④ 児童生徒理解と早期発見、早期対応

- ・ 日常的な行動観察に加え、定期的なアンケート調査等を実施し、全校的な指導体制でいじめの早期発見、早期対応に努める。
- ・ 全員面接の実施やスクールカウンセラー等の活用など、教育相談体制を充実する。
- ・ いじめにつながるインターネット上での誹謗中傷や不適切な書き込み等を行わないよう、児童生徒への情報モラル教育を充実するとともに、保護者への情報提供と家庭での指導の徹底を求める。

## (3) 家庭における取組

### ① 保護者の責務

- ・ 保護者は、子供の教育の第一義的責任を有することを自覚し、子供がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他、必

要な指導を行う。

## ② いじめの理解と対処

- ・ 保護者は、国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止等の対策に協力する。
- ・ インターネットを通じたいじめの現状について知り、家庭におけるネットモラルの指導とルールづくりを行い、子供がいじめの加害者や被害者にならないようにする。
- ・ いじめが疑われるときは、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等に相談し、連携して対応する。

## (4) 地域における取組

### 一 いじめを生まない地域ぐるみの活動 一

- ・ いじめは地域においても行われることがあることから、登下校時等において、地域として子供たちを温かく見守り、積極的な声かけを行う。
- ・ 地域の行事や文化活動、スポーツ活動等において、規範意識や思いやりの心、社会性をはぐくみ、いじめを生まないように努める。
- ・ 学校や保護者、地域諸団体と連携し、いじめのない社会の実現に努める。
- ・ いじめを発見したら、その場で「いじめは許されない行為であること」を指導し、保護者や学校に知らせ、連携して対処する。

## (5) 関係機関等における取組

### 一 いじめ防止対策と連携の推進 一

- ・ 子供の教育に関わる機関や団体において、いじめの防止等の対策を推進する。
- ・ いじめの防止等に向けて、学校や家庭、教育委員会や関係機関等との連携を図る。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

- ① 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※ 重大事態の意味について（国の基本方針より）

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「相当の期間学校を欠席」とは
- ・ 年間30日を目安とし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合

- ② 教育委員会は、重大事態発生の報告を受けた場合、当該事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断するとともに、学校に対し必要な支援と指導・助言を行う。
- ③ 調査を行う組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ④ 調査では、いじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、背景事情や人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したかなど、事実関係を明確にする。

## (2) 調査結果の提供及び報告

- ① 教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- ② 情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告するように努めるとともに、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。
- ③ 学校に係る調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。

## (3) 重大事態への対応と再発防止

- ① 教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、心のケアを行うとともに、状況に応じて医療機関等とも連携して継続的な支援を行う。
- ② 教育委員会及び学校は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対して、必要な指導、助言を行うとともに、状況に応じて警察署や児童相談所等とも連携して対処する。
- ③ 教育委員会及び学校は、調査結果を検証し、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置を講ずる。

## 5 いじめの防止等の対策の評価及び改善

### (1) 教育委員会の対応

教育委員会は、「児童生徒の問題行動等に関する調査」及び各学校からのいじめ事案に関する報告等から、いじめの防止等の対策の状況について評価を行うとともに、国や県の動向等も勘案し、市いじめ防止基本方針の見直しや改善のために必要な措置を講ずる。

### (2) 学校の対応

学校は、学校評価やいじめ問題への取組チェックシート等を活用し、学校いじめ防止基本方針に基づく取組について点検・評価を行い、見直しや改善を図る。

## 6 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項については、国の基本方針に準ずるものとする。